

ナイト・デポジット規定

1. 利用目的

このナイト・デポジットは、当行における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

2. 利用方法

- (1) このナイト・デポジットを使用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当行所定の入金票および通帳等とともに当行所定の投入袋（以下「投入袋」という。）に入れ、その投入袋を施錠のうえナイト・デポジットに投入してください。なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
- (2) 投入袋を投入したのちは、施錠する前に今一度扉を開き投入袋が正しく投入されていることを確認し、投入口の扉を閉めて施錠のうえレシートを受け取ってください。

3. 預金の受入処理

- (1) このナイト・デポジットに投入された投入袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
- (2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。

4. 投入袋等の返却

投入袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ前第2条（2）のレシートと引換えに受け取ってください。

5. 鍵の保管等

- (1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用してナイト・デポジット扉の開閉を行ってください。
- (2) 投入袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、投入袋の開閉に使用します。

6. 鍵、投入袋の喪失・き損

投入口鍵、投入袋および投入袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当行に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

7. 損害の負担等

このナイト・デポジットの利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、投入袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、このナイト・デポジットについて第1条に定める目的によらない利用が行われた損害が生じても、当行は責任を負いません。

8. 解約等

この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、投入袋および投入袋正鍵を直ちに当店へ返してください。

9. 譲渡・転貸等の禁止

このナイト・デポジットの利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、投入袋および投入袋正鍵についても同様とします。

10. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

11. 規定の変更

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更するものとします。
- (2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までには変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

以上
(2020年4月1日現在)